



内閣府「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する
支援の在り方に関する検討会」(第1回)

DV等の被害者のための民間シェルター等
に対する支援の在り方に関する検討会(第1回)

資料7

平成31年2月1日

婦人保護事業の現状について

厚生労働省子ども家庭局

平成31年2月1日(金)

1. 婦人保護事業について

(1) 婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

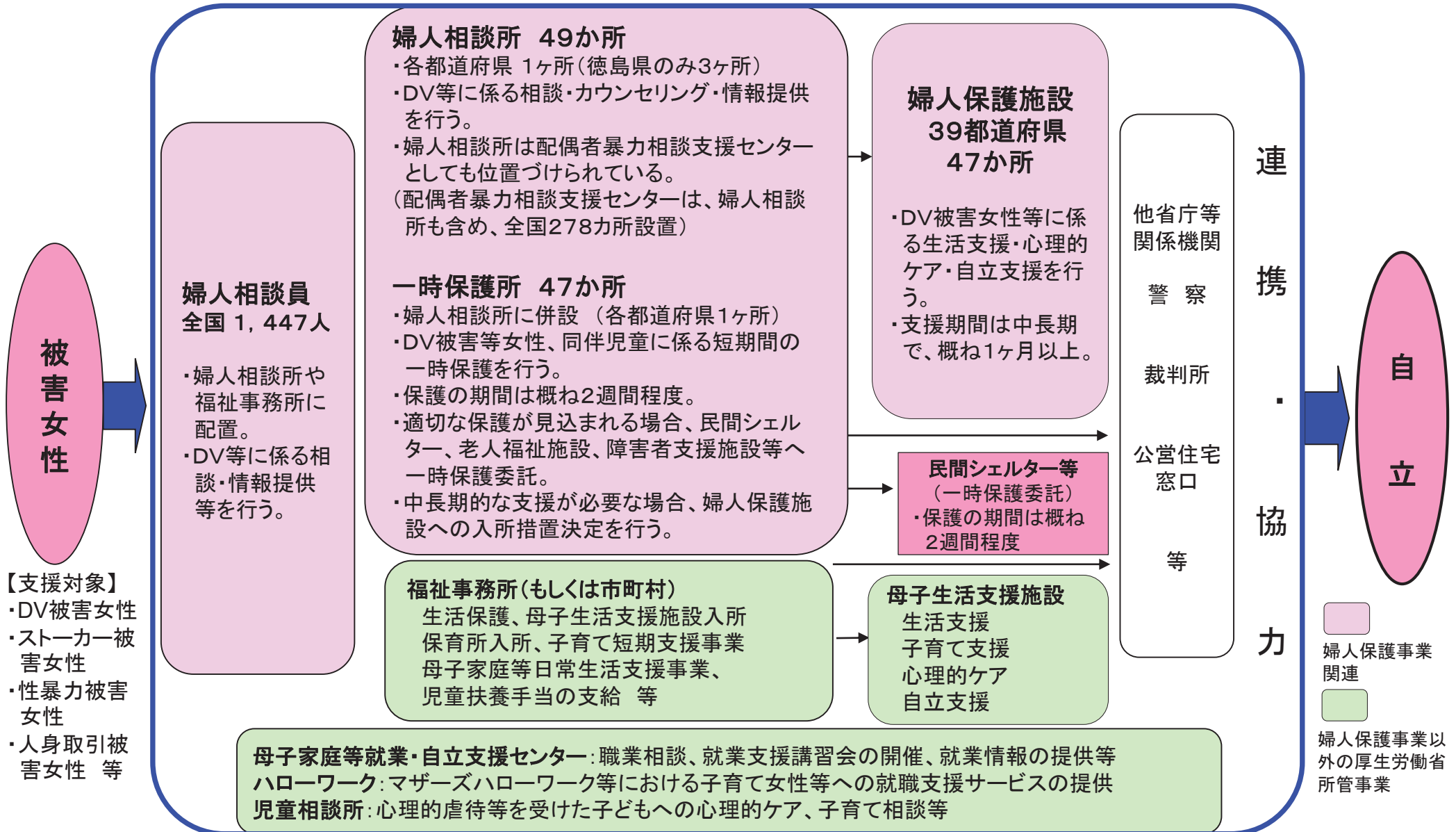
- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

(2) 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数 は平成29年11月2日現在

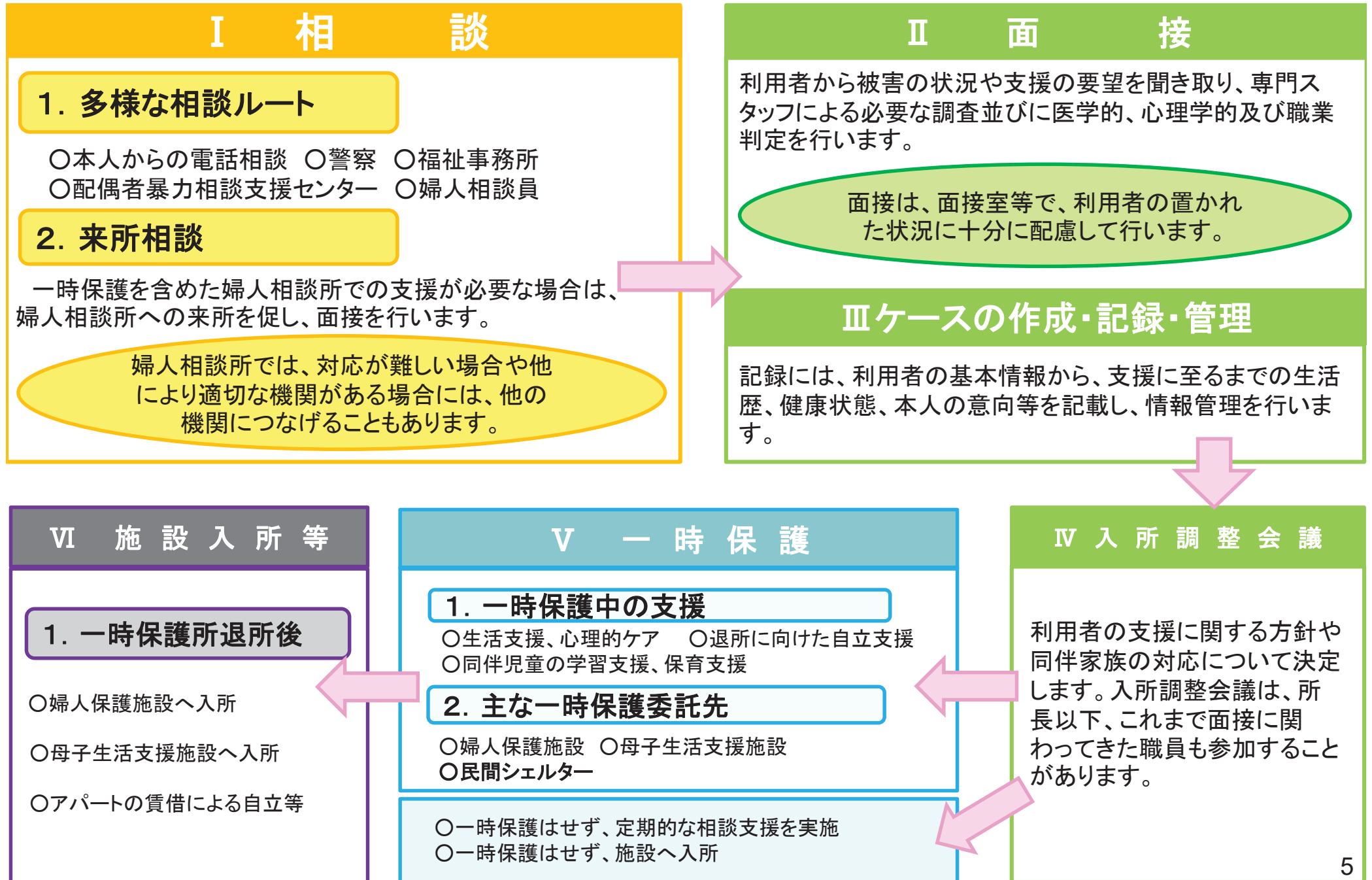
2. 婦人相談所について

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成29年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案額約9億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案額約2千万円)

(1) 婦人相談所における基本的な支援の流れ

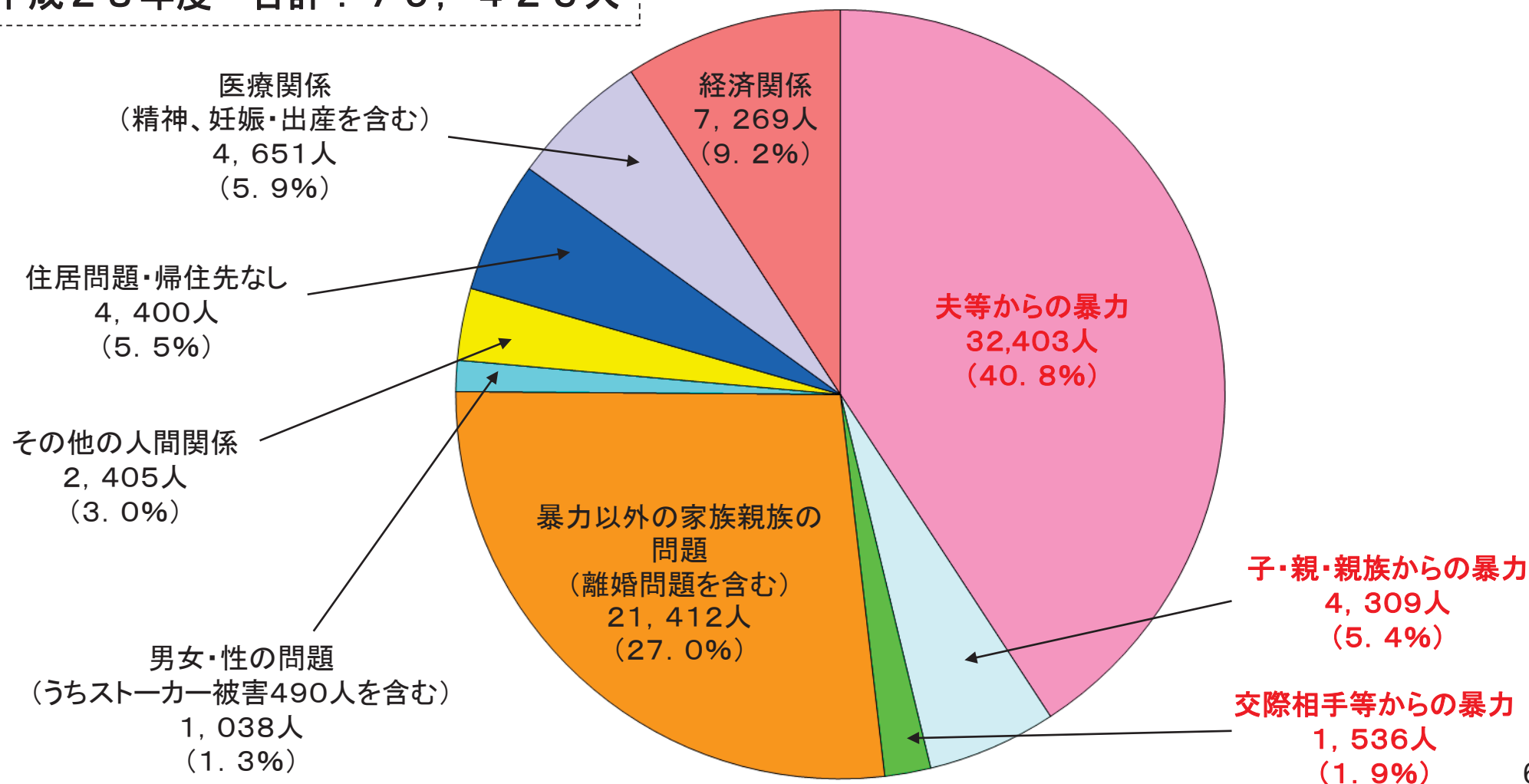
「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月)
を元に作成。



(2) 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の40.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の48.1%を暴力被害の相談が占めている。

平成28年度 合計：79,423人



(3) 一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。
(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

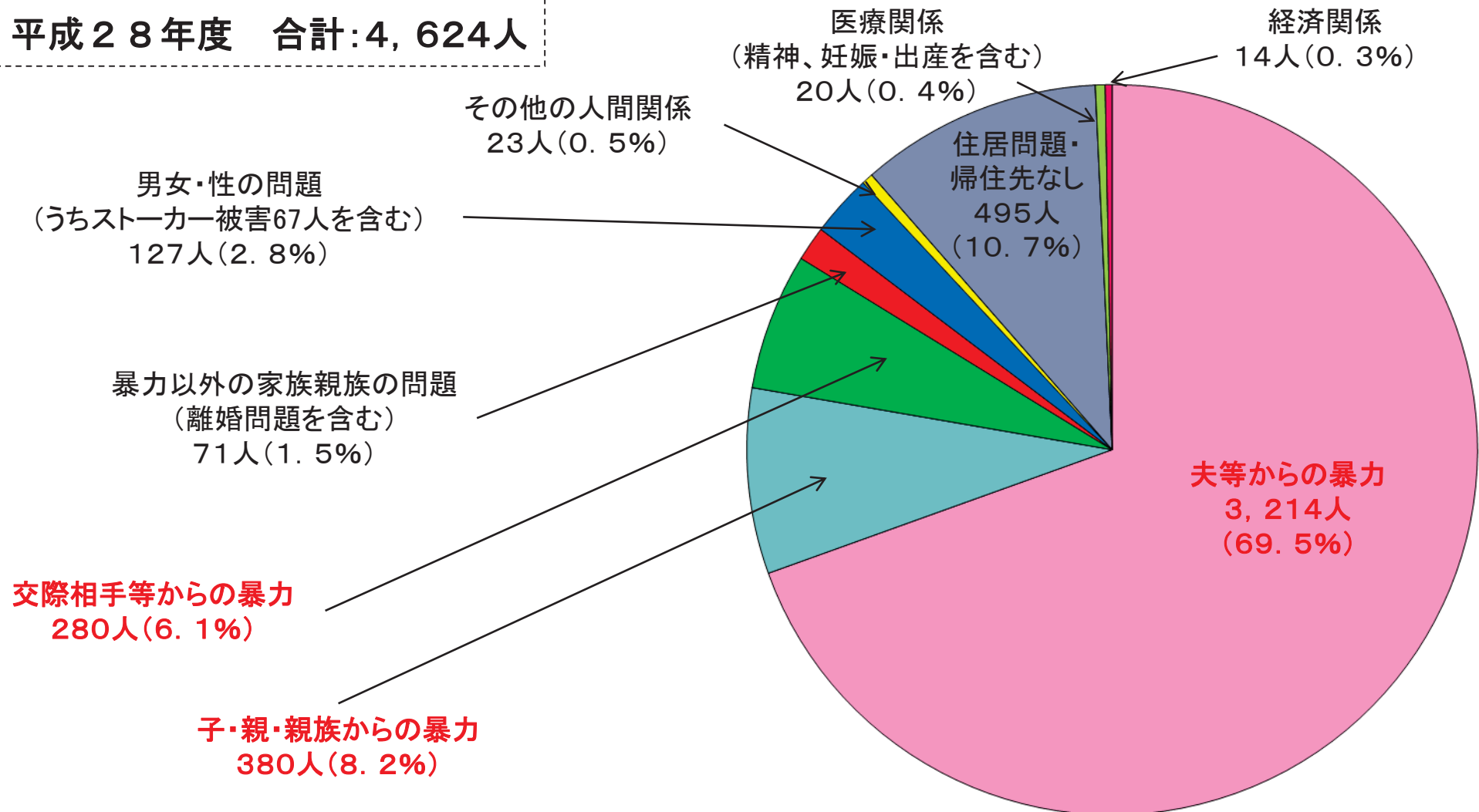
平成28年4月～

「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

(4) 婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69.5%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.8%を暴力被害が占めている。

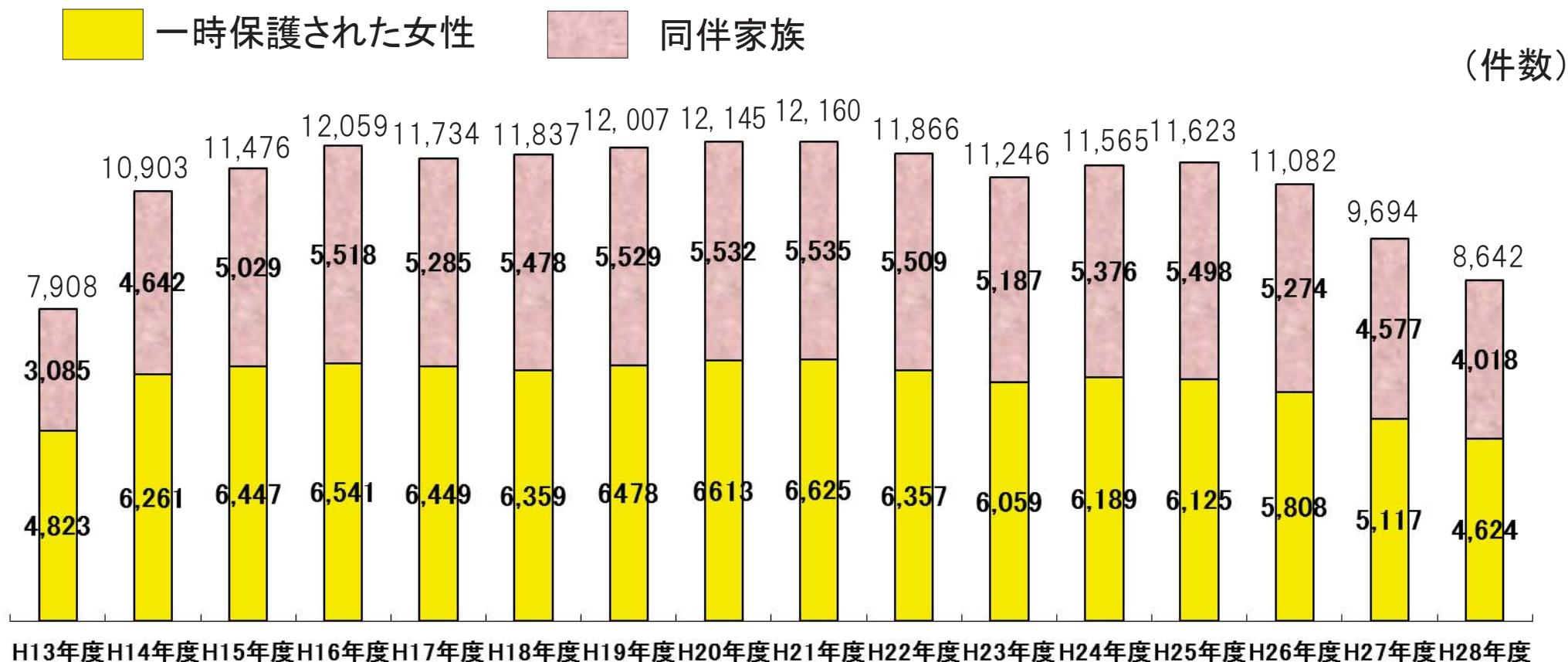
平成28年度 合計:4,624人



(5) 婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は4,624人。同伴家族の数が4,018人で、合計8,642人となっている。

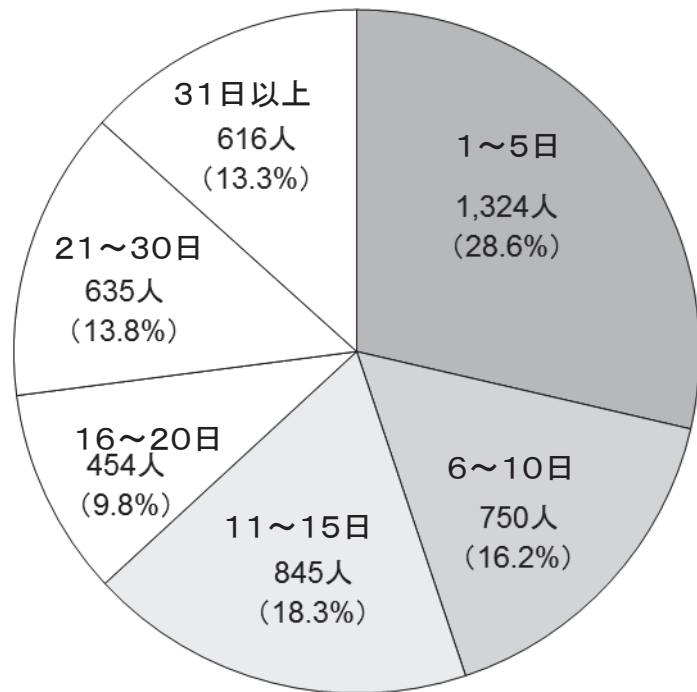
○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



(6) 婦人相談所による一時保護の在所期間

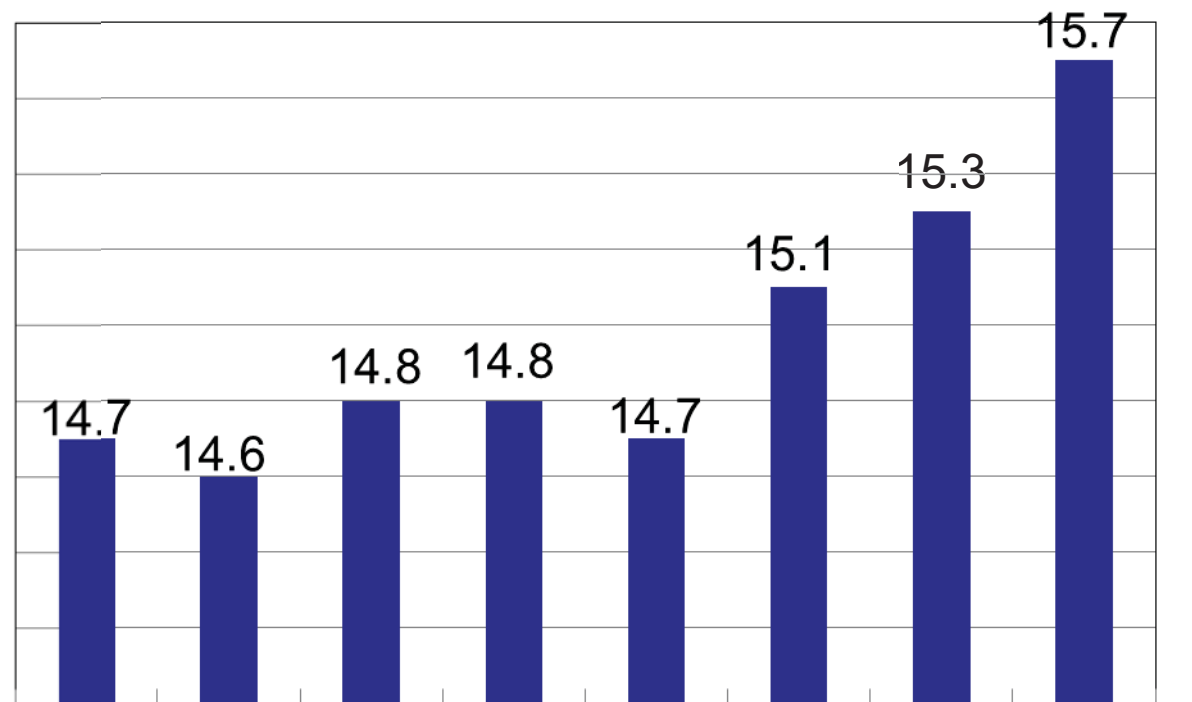
- 一時保護の平均在所日数は平成28年度は15.7日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度以降伸びている。

平成28年度 合計:4,624人



平均在所日数の推移

(日)



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度

(7) 一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成29年4月1日現在で325施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成28年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、2,886人。
(女性本人1,354人、同伴家族1,532人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数16.3日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(平成29年4月1日現在)

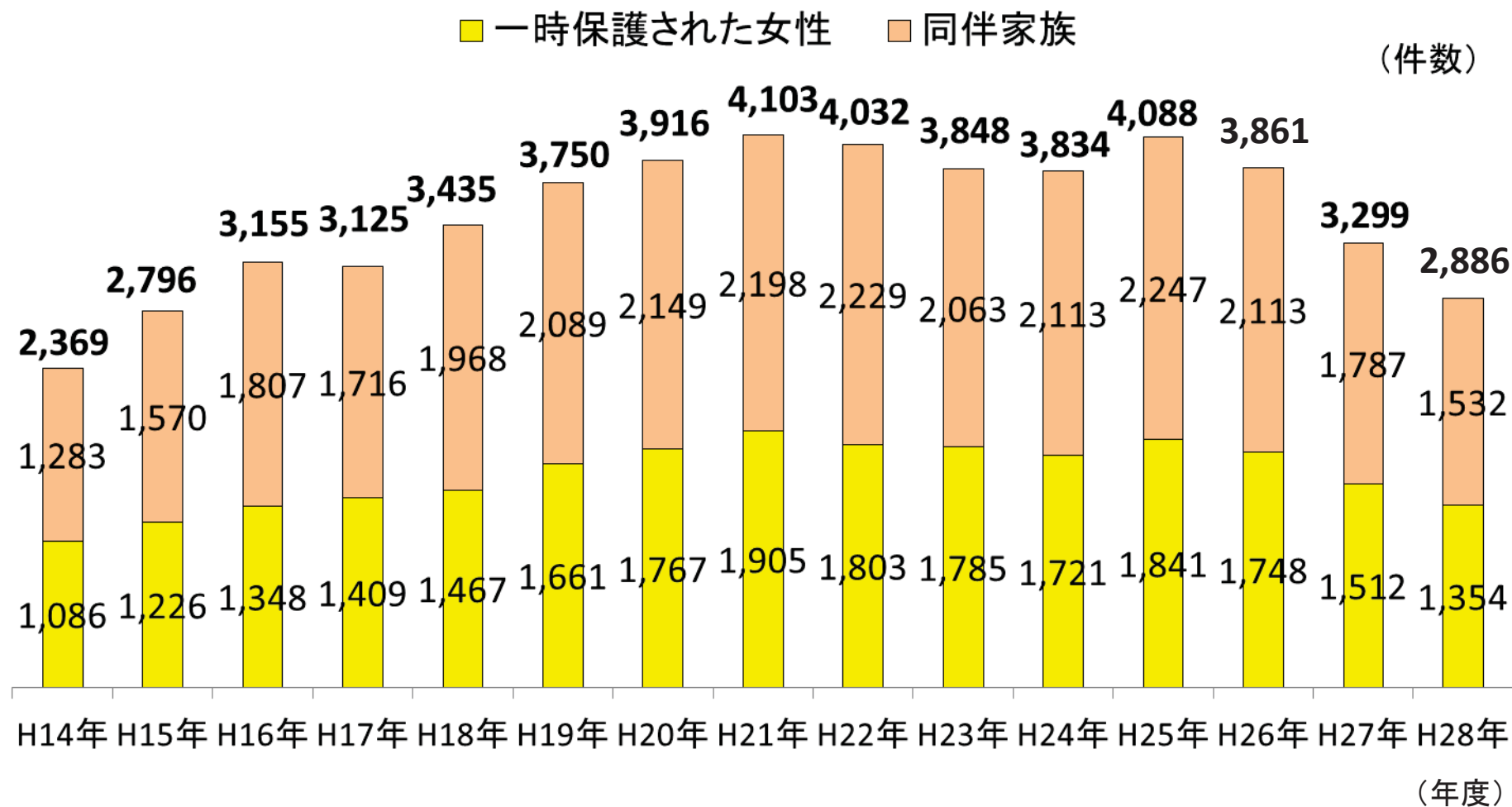
施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
カ所数 (注2)	108 (104)	88 (93)	45 (53)	26 (26)	22 (22)	21 (14)	11 (9)	4 (4)	325 (325)

(注1) 母子生活支援施設を除く。 (注2) ()内は、平成28年4月1日現在

(8) 一時保護委託の推移

○平成14年度に一時保護委託制度を創設。

○平成14年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成26年度から減少傾向にある。



(9) 婦人相談所における一時保護委託状況(女性本人)

平成28年度

	一時保護人数									
	合計	うち一時保護委託人数								
		婦人保護施設	母子生活支援施設	児童福祉施設 (母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シエルター	その他	計
北海道	278	0	9	0	0	0	135	4	148	
青森県	26	0	2	0	0	0	0	0	2	
岩手県	38	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県	75	0	3	0	0	0	0	0	3	
秋田県	37	0	4	0	0	0	0	0	4	
山形県	24	0	0	1	0	0	0	0	1	
福島県	37	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県	96	0	2	0	0	0	0	0	2	
栃木県	54	0	7	0	0	0	4	0	11	
群馬県	39	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉県	97	0	3	0	0	0	19	0	22	
千葉県	102	0	4	0	0	0	0	0	4	
東京都	873	298	2	0	0	0	15	0	315	
神奈川県	273	1	0	0	0	0	80	0	81	
新潟県	22	0	5	0	0	0	1	0	6	
富山県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	31	0	0	0	0	0	2	0	2	
長野県	25	0	11	1	0	1	0	0	13	
岐阜県	56	0	24	0	0	0	0	1	25	
静岡県	62	2	5	0	0	1	2	0	10	
愛知県	258	43	30	0	0	0	1	0	74	
三重県	60	5	0	0	0	0	0	0	5	

	一時保護人数									
	合計	うち一時保護委託人数								
		婦人保護施設	母子生活支援施設	児童福祉施設 (母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シエルター	その他	計
滋賀県	91	0	31	0	0	0	1	0	32	
京都府	114	0	0	0	0	0	3	0	3	
大阪府	385	220	60	6	0	1	13	0	301	
兵庫県	228	55	2	0	3	1	14	0	75	
奈良県	97	0	14	0	0	0	0	0	14	
和歌山県	87	0	7	0	0	0	2	0	9	
鳥取県	31	0	11	0	0	0	9	0	20	
島根県	19	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山県	82	0	0	0	0	0	1	0	1	
広島県	87	9	6	0	0	0	6	0	21	
山口県	15	0	0	0	0	0	1	0	1	
徳島県	24	0	1	1	0	0	1	0	3	
香川県	77	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知県	43	0	1	0	0	0	1	0	2	
福岡県	170	42	58	0	0	0	18	0	118	
佐賀県	44	1	1	0	0	0	0	0	2	
長崎県	46	0	0	1	0	0	1	0	2	
熊本県	56	0	2	0	0	0	0	0	2	
大分県	54	0	1	0	0	0	0	0	1	
宮崎県	39	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	27	1	4	0	0	0	0	0	5	
沖縄県	101	0	0	0	0	7	0	7	14	
合計	4,624	677	310	10	3	10	2	330	12	1,354

3. 婦人保護事業関係予算

2019(平成31)年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成30年度予算額 182億円の内数 → 平成31年度予算案 191億円の内数

1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金)

16百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

22億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

※相談・支援の充実、資質向上を図る観点から、一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

補助要件を緩和し、事業の促進を図る。※事業対象者が「年度当初において10人以上」の要件を「年度当初において5人以上」に緩和

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

5 若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

6 DV被害者等自立生活援助モデル事業

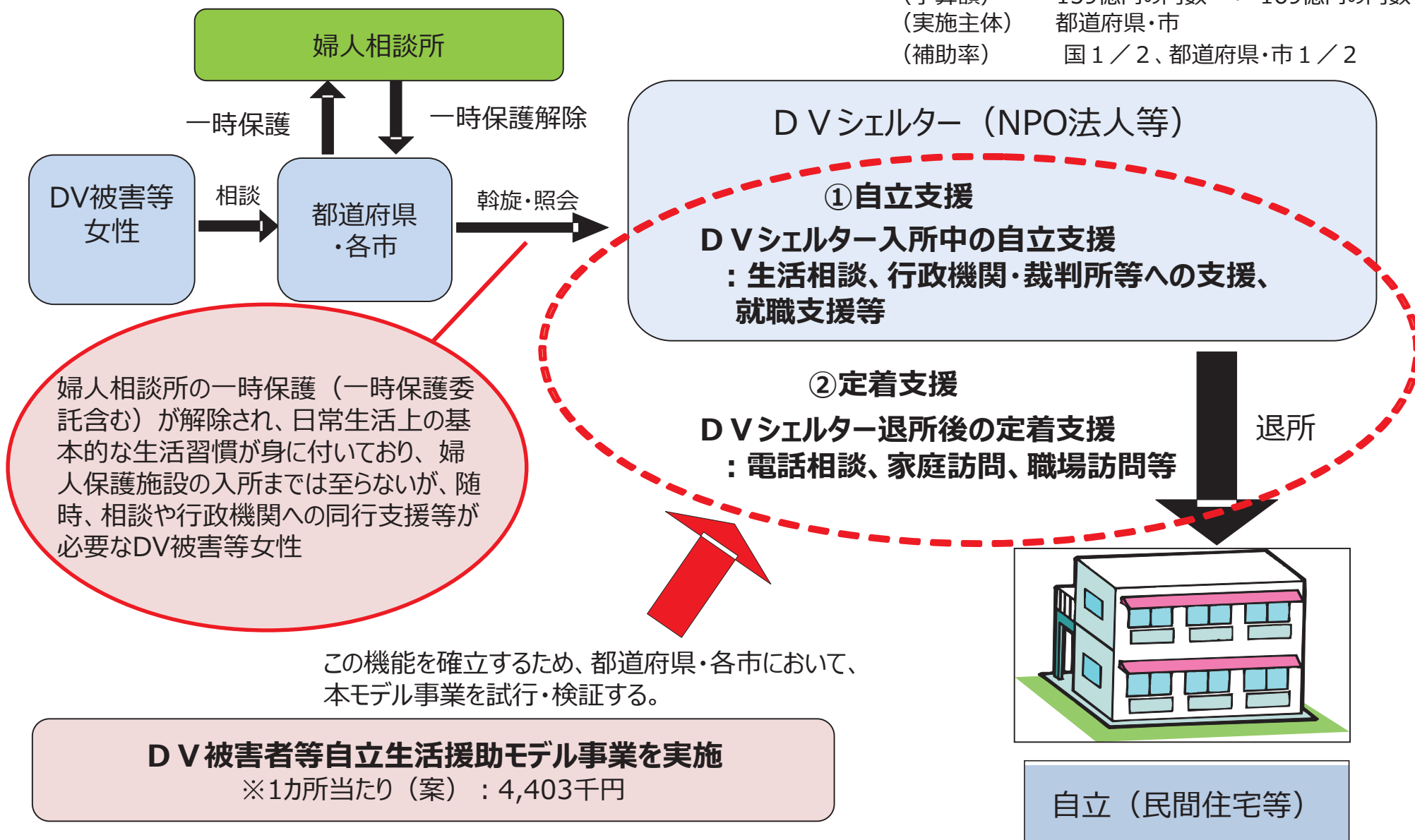
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

D V 被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

(予算額) 159億円の内数 → 169億円の内数
 (実施主体) 都道府県・市
 (補助率) 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2



※DV被害等女性：DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

若年被害女性等支援モデル事業の概要 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 平成31年度予算案169億円の内数

◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。 **<実施主体> 都道府県・市・特別区** **<補助率> 国10/10**

<モデル事業イメージ>



4. 婦人保護事業の 見直しの検討について

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の開催について

【趣旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

検討会スケジュール及び主な検討事項

1. 検討会スケジュール

- 第1回（平成30年7月30日）
・座長の選任について ・今後の進め方について
- 第2回（平成30年8月23日）
・構成員からのプレゼンテーション①
- 第3回（平成30年9月4日）
・構成員からのプレゼンテーション②
- 第4回（平成30年10月24日）
・中間的な論点の整理に向けた議論
- 第5回（平成30年11月26日）
・中間的な論点の整理

※中間的な論点の整理以降は、具体的な検討事項を議論

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

- | | |
|--------|----------------------------|
| 大谷 恭子 | 弁護士（アリエ法律事務所） |
| 戒能 民江 | お茶の水女子大学名誉教授 |
| 加茂 登志子 | 若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長 |
| 近藤 恵子 | NPO法人全国女性シェルターネット理事 |
| ◎新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 菅田 賢治 | 全国母子生活支援施設協議会会長 |
| 高橋 亜美 | アフターケア相談所ゆずりは所長 |
| 橋 ジュン | NPO法人BONDプロジェクト代表 |
| 仁藤 夢乃 | 一般社団法人Colabo代表 |
| 野坂 洋子 | 昭和女子大学人間社会学部助教 |
| ◎堀 千鶴子 | 城西国際大学福祉総合学部教授 |
| 前河 桜 | 大阪府福祉部子ども室家庭支援課長 |
| 松本 周子 | 全国婦人相談員連絡協議会会長 |
| 水野 健二 | 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹 |
| 村木 太郎 | 一般社団法人若草プロジェクト理事 |
| 横田 千代子 | 全国婦人保護施設等連絡協議会会長 |
| 和田 芳子 | 婦人相談所長全国連絡会議会長 |

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁